

国民健康保険税における賦課誤りについて

平成31年3月6日

市 民 部

1 事案の概要

国民健康保険（以下「国保」）税は世帯単位で賦課されており、本市の場合所得割・均等割（被保険者1人あたりの賦課）・平等割（1世帯あたりの賦課）の3賦課方式となっているが、所得等が無申告の場合、所得割は賦課されないが、均等割と平等割は満額賦課されることとなっている。その後に申告があった場合には、所得額により所得割の増減や均等割と平等割が軽減される場合がある。

今般、当初無申告であったが、その後申告したことにより住民税情報が更新されているにも関わらず、平成26年以降国保税額に反映されておらず、還付が必要な世帯が27世帯あることが判明した。

対象人数等

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	計
総世帯数 (当初賦課時)	42,174	41,486	40,763	39,393	38,598	—
無申告者が いる世帯数	4,527	4,074	3,791	3,840	3,822	—
還付がある世帯	9	4	4	5	5	27
還付金額	△404,900	△211,300	△59,100	△116,100	△106,300	△897,700

2 発生の要因

平成30年8月まで使用していた国保旧システムでは、国保システム上の無申告者の対象者リストをもらい、住民税情報システムにより、最新の申告状況を1件ずつ確認していたが、その確認作業の際、一部に見落としがあった。

3 時効について

平成25年度以前の対象者については以下のとおりであるが、地方税法第18条の3（還付金の消滅時効）により既に時効を迎えている。

文書が保存され、再計算可能な23年度以降の3か年分で過大納付となる46世帯については、特別返還金による返還を行うこととする。

対象人数等

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	計
総世帯数 (当初賦課時点)	42,939	42,853	42,566	—
無申告者がいる世帯数	5,098	4,588	4,573	—
返還金がある世帯数	26	8	12	46
返還金額	△1,162,200	△314,100	△377,000	△1,853,300

4 今後の対応

(1) 税額変更処理を実施し、平成31年度2月末において、税額等を確定させた。

還付が発生する方には対象者宛減額通知及びお詫びの書面を作成し、3月15日以降に電話連絡し訪問のうえ説明及びお詫びを行う。

(2) 特別返還金対象者については、返還金要綱を作成のうえ、返還事務を速やかに取り進める。

5 再発防止に向けた対応策

国保の新システムでは最新の住民税情報が自動的に反映され、リストアップされるため、平成31年度以降の賦課分について同様の事案が発生しないことを確認している。

6 今後のスケジュール

平成31年3月6日	全員協議会説明，市政記者クラブへの投げ込み
平成31年3月15日	対象者宛減額通知等の作成
平成31年3月15日以降	対象者への電話連絡，訪問のうえ説明及びお詫び
平成31年3月中	返還金要綱の市長決裁
平成31年5月末	還付及び返還金事務の完了予定